

【個人情報等の取扱いに係る特記事項】

令和4年12月13日改正

(基本事項)

第1条 受託者は、本契約による業務の処理に当たり個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の保護に関する法律等の遵守義務)

第2条 受託者は、本契約による業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等及び新座市情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(秘密保持の義務)

第3条 受託者は、本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受託者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 受託者は、本契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(目的外利用の禁止)

第4条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報及び本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。

(受託者以外の者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報及び本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報及び本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を委託者の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第7条 受託者は、委託者の承認がある場合を除き、委託者から提供を受けた個人情報及び本契約による業務を処理するために取得し、又は作成した個人情報

を委託場所から持ち出してはならない。

(契約終了後の個人情報の返還等)

第8条 受託者は、契約が解除されたとき、又は契約期間の満了により契約が終了したときは、委託者から提供を受けた個人情報及び本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を、委託者の指示に応じ、速やかに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が廃棄の方法による処理を特に指示するときは、受託者は、委託者の指示に応じ、当該個人情報を速やかに処理しなければならない。この場合において、受託者は当該個人情報が記録された電磁的記録媒体について、情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、分解、粉碎、溶解、焼却、細断等により物理的に破壊し、復元できないようにしなければならない。

2 委託者は、契約を解除するとき、又は契約期間の満了により契約が終了したときにおいて、使用した機器を受託者に返還するときは、あらかじめ、委託者が所有する専用のソフトウェアを用いて、情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、当該機器等を受託者に返還するものとする。

3 受託者は、前項の機器等の返還を受けたときは、当該機器等を分解・粉碎・溶解・焼却・細断等により物理的に破壊し、復元できないようにした上で、廃棄しなければならない。

4 受託者は、第1項ただし書又は前項の規定により個人情報を廃棄するに当たり、委託者の立会いによる確認を得なければならない。

5 前項の立会いをする委託者の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

6 受託者は、第1項又は第3項の規定により個人情報を返還し、又は廃棄したときは、返還等の処理が終了した旨の証明書及び物理的破壊の証拠写真(返還のみの場合は除く。)を委託者に提出しなければならない。

7 前項の証明書には、返還等の処理を行った個人情報の内容、記録媒体、数量、処理日、処理方法及び処理担当者氏名を記載しなければならない。

8 第6項の証明書及び物理的破壊の証拠写真の提出期限は、契約が終了した日から30日以内とする。ただし、当該期限内に提出することが困難なときは、状況を勘案して委託者が指定する日までとする。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、委託者の書面による承諾がある場合には、個人情報の処理を第三者に委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)す

ることができる。

3 前項の委託者の承諾は、受託者と当該第三者との契約において、個人情報の取扱いに関し、この契約に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めるとともに、当該第三者と委託者との間において、個人情報の取扱いに関し、この契約に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めなければ、これを行うことができない。

4 受託者は、前項の規定により定めた当該第三者との取決めの写しを、委託者に提出しなければならない。

5 第2項の規定による第三者への委託は、受託者の責任を免れるものではない。  
(定期的な報告の実施)

第10条 受託者は、業務の進展状況について、定期的に委託者に報告し、その指示に従わなければならない。

(監査の実施)

第11条 受託者は、定期的又は随時に、業務の内容に係る監査を実施しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により監査を実施したときは、速やかに、監査報告書の写し又は委託者が指定するチェックリストを委託者に提出しなければならない。

(個人情報扱う従業員の監督)

第12条 受託者は、本業務における情報セキュリティを維持するため、業務において委託者が提供し、又は受託者が取得する個人情報を取り扱う従業員の一覧を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、受託者に対し、受託者の個人情報保護に関する規程に抵触しない範囲で、当該従業員と受託者が取り交わした個人情報の取扱いに係る誓約書の写しの提出を求めることができる。

(事故発生時の報告義務)

第13条 受託者は、委託者から提供を受けた個人情報及び本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、委託者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(知的所有権の取扱い)

第14条 受託者は、業務の遂行又は製品の納入に当たり、他者の権利を一切侵害してはならない。

(違反の場合の措置及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者が上記各条項に違反しているおそれがあると認めた

ときは、立入調査を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 前項の調査等の結果その他の事情により、受託者の違反の事実が明らかになったときは、委託者は契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

3 第1項の調査をする委託者の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。